



いつ解約しても2年分の利用料金は払わないといけない？

～対「株式会社 KCN 京都」訴訟の概要～

1 はじめに

KCCN では、これまでも、冠婚葬祭互助会、結婚式場運営会社、携帯電話会社等を相手にして、不当な解約料条項の使用差止を求める訴訟を行ってきました。

今月の KCCN ニュースでは、現在（平成28年8月）、京都地裁において訴訟追行中で、同じく不当な解約料条項の使用差止を求めている事案の概要をご紹介します。

2 どんな事案なの？

相手方は、インターネット接続サービスを提供している事業者です。相手方の使用する約款には、次のような条項があります。すなわち、「最低利用期間内に…インターネットサービス契約の解除…があった場合は、…当該サービスの残余期間分の利用料金を一括して支払って頂きます。」というものです。ここにいう最低利用期間というのは2年です。

つまり、消費者は、相手方との契約を2年以内に解約する場合には、2年以内のどの時点で解約をしても、残りの最低利用期間分の毎月の使用料金を解約料として払うこととなります。別の言い方をすると、相手方は、契約を結んだ時点で、名目は違えど、2年分の利用料金は全部請求できるという約款を使用しているのです。

3 KCCN は何がおかしいと主張しているの？

消費者契約法9条1号は、解約料を定める条項で、「解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」につき、平均的な損害を超える部分は無効であると定めています。

相手方は、もし契約が解約されたら、その契約を維持するために支出したはずのコストを支出しないで済みますから、2年分の利用料金全額が、解約に伴う損害ということはできないはずで

4 相手方はどんな反論をしているの？

相手方は、大きく2つの主張をしています。

一つ目は、相手方は、サービス開始にあたって工事費用を負担しているところ、解約によって工事費用が無駄になるので、工事費用が、解約に伴う損害であるということなのです。この工事費用は約14万円かかっているそうです。相手方は、毎月の利用料金は約4400円であり、2年分の利用料金（約10万5600円）をもってしても、工事費用さえ回収できないのだから、「平均的な損害」を超える解約料はとっていないと主張しています。

二つ目は、相手方が、ある1個の契約を維持するために毎月支出している費用は178円であって、解約によって支出を免れるコストというのは、今回問題となっている条項が「平均的な損害」を超えるかどうかを判断するにあたって、無視できるほど少額だという主張です。

5 相手方の反論はどこがおかしいの？

一つ目については、工事費用は、相手方が、解約の有無とは関係なく負担しているもので、解約されたから相手方の損害になったとは言えません。つまり、解約と工事費用の間には「因果関係」が認められないのです。因果関係のないものを損害と主張することは誤っています。

二つ目については、相手方がある1個の契約を維持するために支出しているコストが、178円にすぎないとしても（この金額が正しいものかという問題は別にありますが）、178円の支出を解約によって免れるならば、その金額は解約料から差し引かなければなりません。そうしないと、相手方は、178円の支出がなくなったのに、その分を消費者から徴収することになり、二重の利得を得ることになります。相手方の主張は、二重の利得を得ることになっても、その額が少額ならば問題ない（無視してよい）という主張ですが、法律上明らかに間違っています。ちなみに、二重の利得を得ることがないように、賠償額を調整することを、「損益相殺」といいます。

6 おわりに

本訴訟がどのようなものか知って頂けましたでしょうか。今年中に結審し、判決が出る予定ですので、裁判所の判断にご注目下さい。判決が出ましたら、HP等でお知らせ致します。

(2016年9月)